

介護老人福祉施設サービス

重要事項説明書

【別紙】

(令和6年8月改定)

社会福祉法人 大石福社会
特別養護老人ホーム リバプール

(はじめに)

重要事項説明書【別紙】は、利用料金等について説明した書類です。よって、介護保険制度の改正や運営上に都合により、利用料金に変更が生じた場合は、説明し同意を得た上で料金の変更をします。

入居者は、代理人を選任することができます。ただし、その権限は重要事項説明書【別紙】に書かれた条項に限ることとします。また、代理人がどの代理権を行使する場合は、施設に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

1. 利用料金等について

(1) 基本サービス費と加算費用について（介護保険給付対象）

- ・大津市は、地域区分が5級地になり、1単位の単価が10.45円になります。
- ・「介護保険負担割合証」を確認し、利用者負担の割合（1割・2割・3割）に基づき、利用料金を算定します。

①基本サービス費（ユニット型介護老人福祉施設）について

- ・1日の利用料金

区 分	単位数	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）
要介護1	670単位	701円	1,401円	2,101円
要介護2	740単位	774円	1,547円	2,320円
要介護3	815単位	852円	1,704円	2,555円
要介護4	886単位	926円	1,852円	2,778円
要介護5	955単位	998円	1,996円	2,994円

②加算費用

*要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

名 称	単位数	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）	備 考
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18単位	19円	38円	57円	基準を上回る夜勤職員の配置を評価
看護体制加算（Ⅰ）	4単位	5円	9円	13円	常勤看護職員を1名以上配置
看護体制加算（Ⅱ）	8単位	9円	17円	25円	常勤看護職員を4名以上配置
日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位	48円	96円	144円	居宅での生活が困難であり、入所の必要性が高い重度の方の入所を積極的に受入れ、介護福祉士を配置し質の高いサービスを提供することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ、日常生活を継続することができるよう支援する。
療養食加算	6単位	7円	13円	19円	医師の指示に基づき療養食を提供した場合。1回として1日3食を限度とする。

名 称	単位数	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)	備 考
外泊・入院時の取扱い	246 単位	257 円	514 円	771 円	入院・外泊された日の翌日から6日を限度として加算されます。
初期加算	30 単位	32 円	63 円	94 円	入居日から30日間に限る
看取り介護 加算Ⅱ①	72 単位	76 円	151 円	226 円	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の看護職員を1名以上配置し、医療機関との24時間連絡体制をとっている場合 ・看取りに関する指針を定め、その内容を説明し同意を得ている場合 ・各専門職員間での協議の上、指針の見直しを行っていること ・看取りに関する職員研修を行っていること ・看取りを行うために個室であること ①死亡日以前31日以上45日以下
看取り介護 加算Ⅱ②	144 単位	151 円	301 円	452 円	②死亡日以前4日以上30日以下
看取り介護 加算Ⅱ③	780 単位	816 円	1,631 円	2,446 円	③死亡日の前日及び前々日
看取り介護 加算Ⅱ④	1,580 単位	1,652 円	3,303 円	4,954 円	④死亡日
協力医療 機関連携 加算①	100 単位	105 円	209 円	314 円	入所者又は入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的で開催すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ・高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ・入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
退所時情報 提供加算	250 単位	262 円	523 円	784 円	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。
退所時栄養 情報連携加算	70 単位	74 円	147 円	220 円	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。

名 称	単位数	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)	備 考
再入所時 栄養連携 加算	200 単位	209 円	418 円	627 円	栄養管理を必要とする利用者に切れ目なくサービスを提供する観点から、医療機関から介護保険施設への再入所者であって療養食等を提供する必要がある利用者が対象。
配置医師 緊急時 対応加算①	325 単位	340 円	680 円	1,019 円	緊急時、看護職員・介護職員が配置医師に、電話などで直接、施設への訪問を依頼し、配置医師が診療の必要性を認め、施設に赴き診療を行った場合。 ①午前 8 時から午後 6 時まで
配置医師 緊急時 対応加算②	650 単位	680 円	1,359 円	2,038 円	②早朝の場合（午前 6 時から午前 8 時まで） 夜間の場合（午後 6 時から午後 10 時まで）
配置医師 緊急時 対応加算③	1,300 単位	1,359 円	2,717 円	4,076 円	③深夜の場合（午後 10 時から午前 6 時まで）
介護職員等 処遇改善 加算 I	(総単位数) *140/1000				介護職員等処遇改善のための加算 総単位数(サービス費に各種加算を加えた単位数)に加算率を乗じた単位数
褥瘡マネジ メント加算 I	3 単位	4 円	7 円	10 円	入居者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する。
褥瘡マネジ メント加算 II	13 単位	14 円	27 円	41 円	施設入所時などの評価の結果褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者などに褥瘡の発生がないこと。
排せつ支援 加算 I	10 単位	11 円	21 円	32 円	排泄支援に当たって医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価を行い、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する。
排せつ支援 加算 II	15 単位	16 円	32 円	47 円	施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない。又はおむつの使用ありから使用なしに改善していること。
排せつ支援 加算 III	20 単位	21 円	42 円	63 円	施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない。かつはおむつの使用ありから使用なしに改善していること。
科学的介護 推進体制 加算 I	40 単位	53 円	84 円	126 円	施設での生活状況などの情報を収集し、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組み、介護サービスの質の向上を図る。

名 称	単位数	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)	備 考
安全対策 体制加算	20 単位	21 円	42 円	63 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。
個別機能 訓練加算Ⅰ	12 単位	13 円	25 円	38 円	多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施する。
個別機能 訓練加算Ⅱ	20 単位	21 円	42 円	63 円	個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適正かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。
生産性向上 推進体制加算 (Ⅱ)	10 単位	11 円	21 円	32 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び介護職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。また、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による結果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

(2) 居住費(居室料)及び食費について

◆特定入所者介護サービス費

施設入所サービスを利用した際に生じる居住費・食費について、所得に応じた一定額(負担限度額)の軽減が受けられます。なお、特定入所者介護サービス費の支給を受けるためには、市に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、この認定証を施設に提示してください。認定証の提示が無い場合は、軽減を受けることができません。

【負担限度額(日額)】

入居者負担段階		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者。市民税が非課税の世帯で、老齢福祉年金をもらっている人。	880 円	300 円
第2段階	市民税が非課税の世帯で、前年度の収入が年金のみであれば、年金収入等80万円以下の人。 かつ預貯金が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の人	880 円	390 円
第3段階 ①	市民税が非課税の世帯で、年金収入等80万超120万以下。 かつ預貯金が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の人	1,370 円	650 円
第3段階 ②	市民税が非課税の世帯で、年金収入等120万以上。 かつ預貯金が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の人	1,370 円	1,360 円
第4段階	市民税が課税の世帯で本人は非課税の人。 市民税が課税されている人。	3,060 円 (3,330 円)	1,450 円

* 第4段階の居住費は、施設減免措置として270円減免し3,060円とします。

◆社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものです。

軽減対象者と認定されると、市町村から「軽減確認証」が交付されますので、提示して下さい。

〔軽減対象者〕

市町村民税世帯非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に考えて、生計が困難な者として市町村が認めた者。

- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。

〔減額の割合〕

- ・利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）

※ 利用者負担とは、利用者負担額（1割負担分）、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費のことをいいます。

(3) その他の費用について

要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

項目	金額	備考
こづかい管理	1,200円	(年額) 領収書は、1か月毎に送付
金銭管理	1,500円	(月額) 通帳・印鑑等の預かり等金銭管理
複写物 (1枚)	10円	コピー等
居室内でご利用の電気器具(1台)	35円	1日につき (月額1,000円)
テレビレンタル料	135円	1日につき
各種証明書の発行	300円	
医療費控除額証明書	500円	1通につき
外出支援など	実費	旅行や買物・受診時の駐車料金等
新聞購読料など	実費	
理美容代	実費	
行事費	実費	
クラブ活動費	実費	
健康管理費	実費	予防接種等
教養娯楽費	実費	レクレーションにかかる費用等
嗜好品	実費	希望者のみ
旅費交通費	実費	20円/km 通常範囲を越えての送迎

旅費交通費	実 費	送迎にて有料道路を使用した場合
簡易ベッド使用料	実 費	210 円/日、簡易ベッド使用料 (ご家族宿泊時)
食費	実 費	朝食 370 円、昼食 540 円、夕食 540 円 (ご家族宿泊時)

2 利用料金の支払方法

利用料金は、1 か月ごとに計算し、翌月 15 日までにご請求します。当月末日までに以下の方法でお支払下さい。尚、領収証の再発行は、いたしかねますので、大切に保管下さい。

- ①「滋賀銀行」又は「ゆうちょ銀行」の指定口座からの自動振替（20 日引き落とし）
- ②リバプール事務所窓口にて現金での支払い 平日 午前 9：00～午後 5：00
※土日祝・お盆・年末年始の対応はできかねます
- ③銀行振り込み（振り込み手数料は、各自ご負担お願いします）
 - ・滋賀銀行（口座番号）南郷支店 普通 440022
（名 義） 介護老人福祉施設 リバプール 施設長 山本 和哉
 - ・ゆうちょ銀行（記号）14610 （番号）10277631
（名義）介護老人福祉施設 リバプール

年 月 日

介護老人福祉施設サービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 大石福祉会
特別養護老人ホーム リバプール

説明者 職 名 _____

氏 名 _____ ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項【別紙】の説明を受けました。

【入居者（契約者）】 〒

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

【ご家族（代理人）】 〒

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟（続柄 _____）

電 話 番 号 _____

携 帯 電 話 番 号 _____